

令和5年（2023年）3月20日

議員辞職勧告決議案を可決しました

大阪狭山市議会は20日、大阪狭山市議会定例会3月定例会最終日において、井上健太郎議員が去る15日に起訴されたことを受け、同議員に対する辞職勧告決議案を可決しました。

問い合わせ 議会事務局（担当／須貝）☎072-366-0011

井上健太郎議員に対する辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかし、井上健太郎議員は令和5年2月2日に逮捕、同年3月15日に起訴され、テレビ・新聞等で繰り返し大きく報道されたことにより、大阪狭山市や大阪狭山市議会に対する市民の信頼を失墜させた。

我々議員には、裁判の決着とは別に、政治的、道義的な責任が厳しく求められている。いかなる理由があろうとも、これほど市民を巻き込んで混乱を招いた事実は許されるものではない。

よって、大阪狭山市議会は、井上健太郎議員に対し、自らの意思と責任により、市議会議員の職を辞することを強く求め、勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年(2023年)3月20日

大阪狭山市議会